

【中小企業の再建資金が必要】

支援策の名称	44 災害復旧貸付												
支援の種類	融資												
支援の内容	●災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 ○国民生活事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td></tr> </table> ○中小企業事業 <table border="1"> <tr> <td>貸 限度額</td><td>1億5千万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td></tr> </table> ●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>設備資金10年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)</td></tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各社にご確認ください。	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸 限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償還期間	設備資金10年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額												
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)												
貸 限度額	1億5千万円以内												
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)												
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額												
償還期間	設備資金10年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)												
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等												
お問 合 せ 先	日本政策金融公庫福島支店 024-523-2341 商工組合中央金庫福島支店 024-522-2171												

【被災地での健康を守るための一口メモ】

●こころのケアについて

～周りの人が不安を感じているときには～

- 側に寄り添うなど、安心感を与えましょう
- 目を見て、普段よりもゆっくりと話しましょう
- 短い言葉で、はっきり伝えましょう
- つらい体験を無理に聞き出さないようにしましょう
- 「こころ」にこだわらず、困っていることの相談に乗りましょう

【中小企業の再建資金が必要】

支援策の名称	45 災害復旧高度化貸付						
支援の種類	融資						
支援の内容	●大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けます。 ●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td><td>90%以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>20年以内(うち5年以内の据置可能)</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> ●資本金や業種等の条件がありますので、詳しくは都道府県にご確認ください。	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内(うち5年以内の据置可能)	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内(うち5年以内の据置可能)						
貸付利率	無利子						
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。 ①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合						
お問合せ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 022-399-6111						

【中小企業の再建資金が必要】

支援策の名称	46 災害関係保証
支 援 の 種 類	融資(保証)
支 援 の 内 容	●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行います。
活用できる方	●被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)
お 問 合 せ 先	福島県信用保証協会 024-526-2331